斎場葬儀プラン取扱店募集要項

大津市斎場の指定管理者が定める仕様に沿った斎場葬儀プラン（以下「プラン」という。）を執り行っていただける葬儀事業者を募集します。

１．目的

　本市における低廉かつ安心な葬儀を確保し、もって市民の福祉向上に寄与することを目的とする。

２．応募要件

応募時点において次の要件をすべて満たしていること。

1. 次の事項に該当しない者であること
   1. 契約を締結する能力を有しない者
   2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
   3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第３２条第１項各号に掲げる者
2. 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
3. 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
4. 応募時点においてプラン取扱停止基準に基づく取扱停止処分を受けていないこと。
5. プラン取扱店に応募する他の事業者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア　資本関係

(ア)　親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第

３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ)　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ)　(ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ　人的関係

1. 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(ａ)　会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ｂ)　会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ｃ)　会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

(ｄ)　会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ｂ　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に　　別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ　組合の理事

ｅ　その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずるもの

1. 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の

規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ)　(ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

1. 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
   1. 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
   2. 暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
   3. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
   4. 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
   5. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
   6. 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
2. 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること（法令等の規定に基づく徴収又は納税の猶予を受けているものを除く。）。
3. 応募時点において、葬儀業者としての事業実績が３年以上あること。
4. 大津市内に葬儀事業を行うための店舗又は事務所を有していること。
5. プラン実施に必要な人員体制、備品等を有していること。

３．提出書類

次の書類をすべて提出すること。

1. 斎場葬儀プラン取扱店申出書（様式１）
2. 斎場葬儀プラン実施計画書（様式２） ※店舗・事務所の周辺地図及び写真を含む
3. 誓約書（様式３）
4. 役員等名簿（様式４）
5. 市税等の完納証明書（３か月以内に発行されたもの）
6. 法人事業者は法人登記簿の写し（３か月以内に発行されたもの）

個人事業者は住民票の写し（３か月以内に発行されたもので、本籍・世帯員の情報等は記載不要）に加え、次の書類のうち一点。税務署に提出済の開業届、青色申告書、確定申告書等の写し。

４．プランの仕様及び価格

斎場葬儀プラン取扱要領に記載のとおり

５．募集要項等の配付及び書類の提出

配付方法：大津市斎場ホームページで公開

提出期間：令和６年３月１８日（月）～令和６年３月３１日（日）の午前９時から午後４時まで

６．質問期間及び回答公開日時

質問期間：令和６年３月１８日（月）～令和６年３月２２日（金）の午後４時まで

FAX：０７７－５３３－１７３８又はE-mail：otsuseien@gmail.com で送信すること（電話、口頭の質問不可）。

※様式は自由ですが、氏名(社名)・電話番号を記載のうえ簡潔にまとめて下さい。

回答日時：令和６年３月２５日（月）午後３時～　大津市斎場のホームページに掲載予定

７．本募集に係るプラン取扱期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

８．申込み及び問い合わせ先

大津聖苑葬祭棟（大津市膳所上別保町７６１番地）　電話：０７７－５３７－１７２３

９．その他

1. 書類は郵送か直接持参による提出とします。
2. 提出された書類は審査事務のみに使用し、理由の如何を問わず返却しません。